

大阪府言語としての手話の認識の普及及び習得の機会の 確保に関する条例（案）の概要等について

1 条例制定の背景と経過

(1) 言語としての手話をめぐる動き

- 手話については、明治 13 年（1880 年）にミラノで開催された聴覚障害教育国際会議（ICED）で、その後の聴覚に障がいのある者のための教育プログラムでの手話の使用の排除等につながった決議がなされ、わが国においても、聴覚障がい児に対して音声による教育が中心となるなど、言語として尊重されない扱いを受けてきました。
- これに対して、言語として手話を獲得し、手話で学び、手話を学び、手話を使い・守る環境づくりを進めていくことは、聴覚障がい者たちの切なる願いとなり、手話を言語として尊重することを求める運動へと結びついていきました。
- その結果、平成 18 年（2006 年）の国連障害者権利条約でようやく、言語に「手話等の非音声言語」を含むことが明記され、その 4 年後の平成 22 年（2010 年）にバンクーバーで開かれた ICED で、明治 13 年（1880 年）の同会議の決議が撤廃されるに至りました。わが国でも、平成 23 年（2011 年）に障害者基本法に「言語（手話を含む。）」と規定されるなど、手話を言語として認めようという動きがみられるようになりました。

(2) 言語としての手話に関する法律等の状況

- 手話は、障害者基本法において、「言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保される（略）こと。」と明記されており、明確に言語です。しかしながら、同法においては、言語を含めた障がい者の「意思疎通の手段として選択できる機会の確保」について規定されているに過ぎず、「手話が言語である」という認識は、普及していない状況です。大阪府が、府民を対象に実施したアンケートでも、「手話が言語であることを知っていた。」と回答した割合は、39.8%と低いものでした。
- 手話が言語である以上、その事実が社会的に認識されているならば、言語としての手話を習得するための環境が整備されていなければなりません。
- 言語は本来、誰からも教わらずとも、乳幼児期に自然に習得されます。しかし、聴覚に障がいのある乳幼児の保護者や家族等が、手話を使えない場合は、自然に手話を習得することできず、言語能力の発達に支障を生ずる可能性があります。にも関わらず、手話の自然習得の機会を確保するための法律等はありません。
- さらに、言語は、学校の教育課程において、文法力や語彙力を高める機会が確保されますが、学習指導要領（特別支援学校）には、視覚に障がいのある児童や生徒に、点字を指導・習得させる旨の記載はあるにも関わらず、聴覚に障がいのある児童等に、手話を指導・習得させる旨の記載はありません。また、児童福祉法では、18歳未満の聴覚に障がいのある児童に対して、手話で意思疎通を支援する者の派遣などの規定がなく、また、「手話の習得の機会を確保するための規定」についても、何も置かれていません。
- このように、手話は言語であると障害者基本法に明記されながら、言語として手話を習

得する環境は何ら整っていません。その結果、聴覚に障がいのある者が、「総合支援法」に基づく意思疎通支援としての手話通訳者の派遣や、「差別解消法」に基づく合理的配慮によらなければ、聴覚に障がいのある者の第 1 言語とも言うべき手話で、意思を通じあうことができる社会的環境が整っていない状況となっており、手話が言語として扱われているとはいえません。

(3) 手話言語に係る条例や取組み方向性についての検討

○このため、大阪府では、平成 28 年（2016 年）4 月に大阪府障がい者施策推進協議会のもとに設置した「手話言語条例検討部会（障がい当事者をはじめ学識経験者等によって構成。）」において、大阪府における手話言語に係る条例や取組みの方向性を検討し、同年 8 月 31 日に部会としての提言が取りまとめられました。

○提言の概要は、次のとおりです。

1. はじめに ・ 2. これまでの検討経過について

・ 条例検討に係る背景・経過。

3. 手話言語条例の制定に向けて

- ・ 手話＝言語の基本認識・普及啓発の必要性。
- ・ 手話の「習得」、「使用」に係る環境の整備の必要性。
- ・ 条例制定の必要性。

4. 暮らす

- ・ より多くの人々が言語としての手話に関心を持ち、誰もが「手話を学ぶ」ことに簡単にアクセスできる環境づくり。
- ・ 聴覚に障がい（疑い含む。）のある子どもの言語能力の発達を支援するため、とりわけ乳幼児期における子どもとその保護者の「手話の獲得」を支援する環境づくり。

5. 学ぶ

- ・ 「総合的な学習の時間」等を活用した「手話を学ぶ」機会等を確保できる環境づくり。
- ・ 聴覚障がい児等と関わりを持つ教員等の「手話を学ぶ」ことを支援する環境づくり。
- ・ 課外活動を活性化させる環境づくり。

6. 働く

- ・ CSR等に取り組む企業等と連携した言語としての手話を社会に広げる環境づくり。
- ・ 企業等による積極的な言語としての手話の普及に関する取組をPRする環境づくり。

7. 今後の取組みを評価する体制について

- ・ 手話言語に係る取組みの実効性を確保するためには、その実施状況の評価や必要に応じた見直しを定期的に行うことが必要。
- ・ このため、「手話言語条例検討部会※」を継続して設置・活用。

※大阪府障害者施策推進協議会条例（昭和 46 年条例第 3 号）により設置するもの。

8. おわりに

- ・ 手話通訳者など「特に専門性の高い意思疎通支援を行う者を養成し、又は派遣する

事業（以下「意思疎通支援事業」という。）は、「第4次大阪府障がい者計画」に位置付けられており、現在、「大阪府障がい者施策推進協議会」の別の部会である「第4次大阪府障がい者計画評価・見直し検討部会」で議論中。

- 手話通訳者などの意思疎通支援事業について、引き続き、「計画評価・見直し検討部会」で議論し、必要な見直しを検討すべき。

○今回、この提言を踏まえて、手話が言語であるという認識のもと、聴覚に障がいのある者をはじめ、聴覚に障がいのある者と共に生活し、学び、又は働く人たちが手話を習得し、もって府民がより多くの機会の手話を使用することのできる社会（＝聴覚障がい者が、手話通訳によらずとも、聴覚に障がいのある者と共に生活し、学び、働く者と手話で意思を通じ合うことのできる社会）の実現に寄与することを目的として、「大阪府言語としての手話の認識の普及及び習得の機会の確保に関する条例」の案を策定をするものです。

2 条例（案）の概要

（1）目的

- 言語としての手話の「認識の普及」・「習得の機会の確保」に関する事項を規定します。
- 府民が、より多くの機会の手話を使用することのできる社会の実現に寄与することが目的です。

（2）言語としての手話の認識

- 大阪府が、府民を対象に実施したアンケートで、「手話が言語であることを知っていた。」と回答した割合は、39.8%と低いものでした。
- このため、府は手話が言語として認識されるよう必要な啓発に努め、府民は手話を言語として認識するよう努めることについて、規定します。

（3）手話を習得する機会の確保

- 聴覚に障がいのある者が、乳幼児期から、その保護者や家族と共に手話を習得することのできる機会の確保について規定します。

（4）学校による手話の習得の機会の確保への支援

- 聴覚に障がいのある児童等が在学する学校による「総合的な学習の時間」や「部活動」での手話を習得する機会の確保の促進について規定します。
- ※聴覚に障がいのある児童等の在学しない学校についても、手話を習得する機会の確保の促進を図ります。

（5）事業者による手話の習得の機会の確保への支援

- 聴覚に障がいのある者が勤務する事業者による、手話を習得する機会の確保の促進について規定します。

※聴覚に障がいのある者が従事しない事業者についても、手話を習得する機会の確保の促進を図ります。

(6) 施行日

- 公布の日から施行します。